

〇〇いきいきサロン規約

1 名称及び事務所

名称は、「〇〇いきいきサロン」（以下「本会」という。）と称し、事務所は会長宅に置く。

2 目的

閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や仲間づくり等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的とする。

3 活動内容

地域住民が主体的に運営していくことを基本として、相互に話し合い、利用者の興味関心に沿った活動を行う。（茶話会、レクリエーション、趣味教養講座、介護教室、公演会、会食など）

4 役員

本会の役員は、会長1名、副会長若干名、会計若干名、監事及び運営員をもって構成する。

5 構成

参加者は、〇〇自治会に在住するおおむね65歳以上の高齢者で構成する。

6 活動回数

月に〇回（毎月第1〇曜日、または第2〇曜日）以上とする。

7 運営費

甲府市からの助成金及び〇〇自治会からの助成金で運営する。ただし、活動内容により、話し合いのもとで実費を徴収する場合もある。

8 サロンの開催場所

〇〇自治会館

住所：〇〇町〇-〇-〇

9 会計

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、年1回の監査を行う。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

※規約施行前の日付だと、通帳が作れない場合があります。

（通帳作成によるその他の注意点）

- ・規約の他に当年度の事業計画書を添付して下さい。
- ・通帳を作る際は代表者が出向き、運転免許証、保険証等、本人確認が出来るものと印鑑をご持参下さい。